

徳島大学ポストLEDフォトンクス研究所
教員（リサーチ・アドミニストレーター）公募要領（再公募）

徳島大学が参画する、平成30年度地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業として、徳島県の「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」が採択されました。この事業では、昨年度新設されたポストLEDフォトンクス研究所を中心に、徳島大学が有する地域の優位性を活かした光関連産業の振興と専門人材育成などに産学官で連携して取り組んでいきます。可視・近赤外光だけでなく次に実用化が期待される「新しい光」の創出と社会実装（事業化）、さらに「夢のある未来社会」の創出を夢見る学生が世界中から集まる「キラリと光る徳島大学」の実現を目指します。この取組を実現させるため、本事業をリサーチ・アドミニストレーターとして積極的に推進していただける熱意ある教員を募集しています。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 所 属 | ポストLEDフォトンクス研究所 |
| 2 | 従事する業務 | ポストLEDフォトンクス研究所における、知的財産に関する業務
(1) 発明創出支援（特許調査ならびに特許明細書・意見書の作成）
(2) 発明の保護（発明の本質把握、出願可否判断、出願・権利化対応、権利維持判断等）
(3) 受託・共同研究及びベンチャー起業支援に伴う知的財産戦略の策定
(4) 知的財産の活用（ライセンス、譲渡等の交渉と契約締結等）
(5) その他、上記業務に係る関係機関との調整及び研究所運営の補助業務 |
| 3 | 職 種 | 特任准教授
(単年度契約。ただし、審査のうえ更新あり。最長：令和5年3月まで) |
| 4 | 募 集 人 員 | 1名 |
| 5 | 採 用 予 定 日 | 令和3年4月1日以降のできるだけ早い時期 |
| 6 | 応 募 資 格 | 学内（研究者等）及び学外（企業、ベンチャーファンド、技術移転機関（TLO）等）関係者と共に、テーマの推進や事業化支援を円滑に行うことができるコミュニケーション能力を有する者で、下記の <u>いずれか</u> |

に該当する者

- (1) 特許事務所または大学・研究機関もしくは民間企業等での特許調査ならびに特許明細書・意見書の作成に関する実務経験を有する者
- (2) 大学・研究機関もしくは民間企業等での研究開発の経験を有する者
- (3) 大学・研究機関もしくは民間企業等での研究マネジメント関連の複数年に渡る実務経験を有する者
- (4) 大学・研究機関もしくは民間企業等で産官学連携関係または技術移転関係業務の実務経験を有する者

- 7 給 与 等 年俸制（国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則による）
- 8 提 出 書 類 (1) 履歴書
(2) 職務経歴書
(3) 徳島大学へ着任後の抱負
(4) 応募者について意見を伺える関係者（2名）
※ (1)～(4)様式不問
※ その他、必要と認めるものは、後ほど依頼することがあります。
- 9 応 募 期 限 令和3年1月8日（金）17時（必着）
※選考は随時行うため、適任者が決定次第、締め切ります。
- 10 選 考 方 法 (1) 書類審査
(2) 面接（書類審査合格者にのみ書類審査の結果を通知し、必要に応じて行います。その際の交通費、宿泊費は自己負担となります。）
※教員選考においては、国籍、性別及びハンディキャップ等による差別を排除し、真に優秀な人材を採用すべく公正な選考を行います。
※選考内容に関するお問い合わせ・質問には一切お答えできません。
※応募の秘密は厳守いたします。
- 11 書 類 送 付 先 〒770-8506 徳島市南常三島町2丁目1番地
徳島大学ポストLEDフォトンクス研究所事務室宛
Tel：088-656-9701 Fax：088-656-9864
※郵送の場合は、必ず「書留」にし、封筒の表に「URA（知財）応募書類在中」と朱書すること。
なお、提出書類は返却いたしません。

12 照 会 先 (職務内容等について)

徳島大学ポストLEDフォトニクス研究所

所長補佐 松岡 薫

E-mail : postled-ml@ml.tokushima-u.ac.jp

Tel/FAX : 088-656-9872

(その他の給与・身分等に関すること)

徳島大学総務部人事課人事係

E-mail : koubo@tokushima-u.ac.jp

Tel : 088-656-8601 Fax : 088-656-7019

- 13 そ の 他
- (1) 提出される書類は、パソコン等で印字してください。
 - (2) 提供していただいた個人情報は、採用者の選考及び採用後の人事等の手続を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。
 - (3) 適任の候補者が得られない場合には、最終候補者を選考しないことがあります。また、募集終了日前に採用者を決定する可能性もあります。